

産業別最低賃金の日本標準産業分類表

船舶製造・修理業， 舶用機関製造業
<p>適用する使用者</p> <p>広島県の区域内で船舶製造・修理業， 舶用機関製造業、当該産業において管理， 補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業， 舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）
<p>E31 輸送用機械器具製造業</p> <p>E310 管理， 補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）</p> <p>E3100 主として管理事務を行う本社等</p> <p>E3109 その他の管理， 補助的経済活動を行う事業所</p> <p>E313 船舶製造・修理業， 舶用機関製造業</p> <p>E3131 船舶製造・修理業</p> <p>E3132 船体ブロック製造業</p> <p>E3133 舟艇製造・修理業</p> <p>E3134 舶用機関製造業</p> <p>L7282 純粋持株会社</p>

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務